

聴覚障害者向け遠隔手話通訳事業実施要綱

(目的)

第1条 聴覚障害者向け遠隔手話通訳事業は、新型コロナウイルス等の感染症流行時や災害時など、手話通訳者の派遣による対面での手話通訳が難しい場面において、タブレット等の通信機材を用いた遠隔での手話通訳を実施することで、聴覚障害者の情報保障を確保することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、山梨県とし、その業務は、合同会社カナエール（山梨県立聴覚障害者情報センター）に委託して行うものとする。

(対象者)

第3条 この事業は、山梨県内に居住する聴覚障害者を対象とする。

(利用条件)

第4条 この事業は、新型コロナウイルス等の感染症流行時や災害時など、対面による手話通訳が困難な場合、手話通訳者の派遣の代替として利用できるものとする。

(利用時間)

第5条 遠隔手話通訳の利用時間は、原則として、火曜日から日曜日の午前9時から午後5時までとする。

(利用方法)

第6条 遠隔手話通訳の申請をできる者は、聴覚障害者本人とし、利用を希望する日の原則2日前までに、遠隔手話通訳申込書兼確認書に必要事項を記入の上、山梨県立聴覚障害者情報センター所長（以下「所長」という。）に申し込むものとする。

2 所長は、前項による申し込みがあったときは、利用の可否を決定し、速やかに申込者に通知するものとする。

3 所長は、速やかな対応が必要とされる場合、第1項による申込書兼確認書の提出を待たずに、実施を決定することができる。

4 申込者は、所長が通知する方法で通信機材を受け取り、利用希望場所に持参して遠隔手話通

訳を利用する。利用終了後は、速やかに通信機材を返却するものとする。

- 5 申込者は、前項の規定にかかわらず、申込者自身の所有するタブレット等の機材を持参して遠隔手話通訳を利用することができるものとする。ただし、この場合は、持参する機材の通信環境等について、事前に所長の確認を受ける必要がある。

(利用者の費用負担)

第7条 原則として、利用者は遠隔手話通訳にかかる費用を負担しない。ただし、通信機材を郵送にて返却する場合、返却時の郵送料は利用者が負担するものとする。また、利用者自身の所有するタブレット等の機材を持参して遠隔手話通訳を利用する場合、その機材の通信料は利用者が負担するものとする。

(通訳担当者の条件)

第8条 遠隔手話通訳は、原則として、山梨県立聴覚障害者情報センターの職員である手話通訳者が行うものとする。

- 2 前項の職員は、遠隔手話通訳を行うにあたり、必要な知識や技術を得るための学習を行うこと。

(通信機材の整備)

第9条 合同会社カナエールは、遠隔手話通訳の実施に必要となる通信環境を整え、タブレット6台、ヘッドセット1台、タブレットスタンド1台を整備するものとする。

(事業の周知)

第10条 合同会社カナエールは、広報・啓発のためのチラシ又はパンフレットを作成する、利用方法に関する説明会を開催するなど、遠隔手話通訳の周知に努めること。

(その他)

第11条 この事業に必要な運営費については、予算の範囲内で実施主体が負担することとする。ただし、通訳担当者の派遣手当及び費用弁償については、「山梨県手話通訳者派遣事業実施要綱」に定める基準により、山梨県立聴覚障害者情報センターの指定管理業務である手話通訳者派遣事業から支出すること。

- 2 この要綱に定めるほか必要がある場合は、山梨県と合同会社カナエールで協議するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年6月9日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。